

令和6年度 香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業

1

補助事業者(補助金を申請できる対象者)

香川県内に拠点・事務所を有し、県内で活動を行っている法人又は市民活動団体(「団体」)です。団体とは、県内に在住する者5人以上で組織された団体です。

2

目的

若者の地元定着や県外からの移住促進のため、住民主体の地域づくりを通じて、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

3

対象となる事業(新たに取り組む事業で以下の要件を全て満たす事業が対象)

- 若者の地元定着や県外からの移住促進に資する事業
- 地域コミュニティの活性化に資する事業
- 地域住民が自主的、主体的に参加する事業
- 地域資源等を活用する事業
- 継続性・発展性が見込まれる事業



苗づくり支援段階

補助率	10/10以内
補助基準額	10万円
補助限度額	10万円

法人登記又は団体設立後3年以内であること。
(令和3年4月1日以降に設立された法人又は団体が対象)



成長支援段階

補助率	2/3以内(★に該当する場合 3/4以内)
補助基準額	75万円
補助限度額	50万円(★に該当する場合 56万円)

法人登記・団体の設立年数要件なし



開花支援段階

補助率	1/2以内(★に該当する場合 2/3以内)
補助基準額	200万円
補助限度額	100万円(★に該当する場合 130万円)

法人登記・団体の設立年数要件なし

★ 次のいずれかに該当する場合に、別途定める補助率、補助上限額が適用されます。

- ① 法人又は団体の拠点・事務所が離島振興対策実施地域(離島振興法に基づくもの)、辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づくもの)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの)、振興山村(山村振興法に基づくもの)にある場合
- ② 県内の地域おこし協力隊(OB・OGを含む)が事業実施体制に含まれる場合

※ 不動産/車輛 購入費、食糧費、補助事業者構成員に対する謝金、法人等への換金性の高い支給品は、補助対象となりません。

※ 本事業の詳細については、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金交付要綱」、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業募集要領」をご覧ください。